令和4年12月13日 357

目 次 示 (第1040号)

○道路の供用の開始

告

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

(中小企業振興課) ………1

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

(中小企業振興課) ……2

(道路維持課) ………1

○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出

(中小企業振興課) ……2

(都市計画課) ……2

(都市計画課) ……2

(都市計画課) ……3

(介護保険課) ……3

(交诵政策課) ……3

(都市計画課) ……4

(農山漁村振興課) ……3

○開発行為に関する工事の完了

○開発行為に関する工事の完了

○開発行為に関する工事の完了

○国土調査の成果の認証

○指定介護老人福祉施設の指定

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集

○開発行為に関する工事の完了

公安委員会

○警備業法第23条に規定する検定の実施

(警察本部生活保安課) ……4

(警察本部運転免許試験課) ………6

○指定講習機関の追加指定

示

福岡県告示第1040号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 4年12月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和 4 年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
朝倉	八 女 森香 春	朝倉市杷木松末1153番先から 朝倉市杷木松末1169番3先まで

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法|という。)第6条第2項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 サニー前原店
- (2) 所在地 糸島市浦志一丁目7番7号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

駐車需要の充足等交通に係る事項

- ・糸島市は駐車場法に基づく駐車場整備地区、駐車場整備計画を定めておらず、最繁 忙期のピーク駐車量調査の結果から、No.2、No.3を廃止しても支障ないと思われ る。なお「駐車場法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- | 、「福岡県福祉のまちづくり条例 | に定める特定路外駐車場、特定まちづくり施

7 6

福岡市博多区東福岡市中央区高砂-

概

汨

設の届出対象となる路外駐車場はNo.1の部分のみ。No.1については届出が必要と なる変更がないため、手続きは不要。

廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

・引き続きごみの分別の徹底と減量に努めること。

防災・防犯対策への協力

・福岡県安全・安心まちづくり条例の遵守に努めること。

廃棄物に係る事項等

- ・事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任で適正に処理すること。ごみの収集を 収集許可業者と契約している場合、本変更で収集に影響を与える可能性があれば収 集業者と協議を行うこと。
- ・引き続きごみが散乱しないよう管理を徹底すること。

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留 米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 HIヒロセスーパーコンボ小郡店
- (2) 所在地 小郡市津古1111-1他
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第 5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 4 年11月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後	
イオン志摩店 糸島市志摩津和崎29番地1	イオン糸島店 糸島市志摩津和崎29番地 1	

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和 4 年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市井原字カネツキ2181番1、2181番2及び2182番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市西区徳永1011番地12

 $I \cdot V \cdot S$

髙田 泰光

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和 4 年12月13日

汨

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称 小郡市大板井字宇藤町520番5及び520番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市大板井525番4

大場 譲治

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和 4 年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町大字下府字小浦谷1177番4から1177番6まで並びに字梶取1181番2、 1181番5から1181番10まで、1199番1、1199番3、1199番4、1200番1、1200番3、 1202番1、1202番4、1202番5、1203番2、1203番5、1204番4及び1204番6から 1204番8まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市天神四丁目2番15号

山仲産業株式会社

代表取締役 山仲 俊康

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調 査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和 4 年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者 |調査を行った期間 |成果の名称 | 調査を行った地域 認証年月日 の名称

小郡市	令和2年度から 令和3年度まで	地籍図及び 地籍簿	三沢の一部	令和4年11月29日
小郡市	令和元年度から 令和3年度まで	地籍図及び 地籍簿	三沢・力武・横隈の各一部	令和4年11月29日
春日市	令和元年度から 令和3年度まで	地籍図及び 地籍簿	日の出町	令和4年11月29日
宮若市	平成29年度から 平成30年度まで	地籍図及び 地籍簿	山口の一部	令和4年11月29日
上毛町	平成29年度から 平成30年度まで	地籍図及び 地籍簿	大字矢方、緒方、尻高 の各一部	令和4年11月29日

公告

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福 祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令) 第36号)第135条の2の規定により次のように公示する。

令和 4 年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービス の種類	介護保険 事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指 定 年月日
介護福祉施設 サービス	4075700460	特別養護老人ホーム 薫風の苑 嘉穂郡桂川町吉隈ヲベ田13番96	社会福祉法人筑 前福祉会	令和 4 年12 月 1 日

公告

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく指示等に関する処分基準案に ついて、次のとおり意見を募集します。

令和 4 年12月13日

服部 誠太郎 福岡県知事

1 意見募集期間

令和4年12月13日から令和5年1月11日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/) に 掲載するほか、福岡県企画・地域振興部交通政策課に備え置きます。

汨

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和 4 年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

直方市大字下境847番 4、847番 5、852番 1、852番 8、853番 2、853番 4、853番 7から853番16まで、854番 2、854番 6 から854番 9 まで、855番 1 から855番 4 まで、856番 1 から856番 3 まで、857番、858番 1、859番 1 から859番 3 まで、860番 2、860番 4、860番 6、860番 8、861番 3、869番 3、870番 1、871番 1、871番 2、872番 1、872番 2、873番、874番 1、874番 4 から874番 7 まで、879番 1 から879番 3 まで、880番 1、880番 3 から880番 6 まで、882番 3、902番 1、902番 4 から902番 6 まで、903番 2、903番 16、909番 1、909番 4、910番 1、910番 4、911番 1、911番 5 及び920番 2 並びに大字頓野2763番 1、2763番 7、2763番 9、2764番 1、2764番 2、2764番 7、2764番 9 から2764番 11まで、2765番 1、2766番、2767番 1 から2767番 6 まで、2768番 1 から2768番 11まで、2769番 2、2769番 4 から2769番 6 まで、2769番 8、2769番 10、2769番 12、2770番 3、2770番 4、2770番 6 から2770番 8 まで、2771番 3、2771番 4、2771番 8、2771番 15から2771番 17まで、2771番 20、2771番 22から2771番 27まで、2772番 3、2772番 6、2772番 7、2808番 2 から2808番 4 まで、2809番 2 及び2809番 3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

直方市大字下境2400番地

森田製菓有限会社

代表取締役 森田 恵子

公安委員会

福岡県公安委員会告示第297号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則 」という。)第7条の規定により公示する。 令和 4 年12月13日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

	実	施	日	実施時間	実 施 場 所		
	令和5年3月23日 (木) 令和5年3月24日 (金)		日 (木)		北九州市門司区小森江三丁目9番1号		
			3 (金)		福岡県警察警備員教育センター		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、 午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

- 3 受検定員
 - 各検定15名
- 4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験(5枝択一式20問)の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については実技試験を行わない。

- 6 学科試験及び実技試験
- (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験

- ア
 車両等の誘導に関すること。
- イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 7 検定申請手続等
- (1) 事前(電話)受付期間
 - ア 受付日

令和5年2月13日(月)及び同年2月14日(火)

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前(電話)申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

- (3) 受検申請手続場所
 - ア 住所地を管轄する警察署
 - イ 営業所を管轄する警察署
- (4) 必要書類
 - ア 必須書類
 - (ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通
 - (イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の 長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名 及び撮影年月日を記入したもの)
 - イ 必要に応じて添付すべき書類
 - (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合 住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)
 - (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合 営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)
- (5) 検定手数料

14.000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。 また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった 場合についても返還しない。

- (6) 申請方法
 - ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前(電話)受付期間内に、受付専用電話(080-2739-0070)に電話して事前申込み(1電話につき1名)を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。
 - ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
 - イ 事前(電話)申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。
 - ※ 書類持参以外の方法による申込み (郵送等) は、一切受け付けない。
 - ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間 (2日間) 内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効と する。
 - エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない 事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。
- 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(90パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

- 9 その他
- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装(靴)を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係(電話092(641)4141内線3173、3174)に対して行うこと。

- (3) 検定申請書 (検定規則別記様式第1号) については、福岡県警察のホームページ からダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

福岡県公安委員会告示第307号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定に基づき次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第3条の規定により公示する。

令和 4 年12月13日

福岡県公安委員会

名称及び住所並びに 代表者の氏名	特定講習を行う事務所 の名称及び所在地	特定講習の種別	指定を行った 年月日
株式会社マイマイ 福岡市中央区笹丘1-28-74 三戸 宗一郎	マイマイスクール笹丘 福岡市中央区笹丘 1 - 28-74	若年運転者講習	令和4年11月17日
株式会社東福岡自動車学校 福岡市東区舞松原1-14-1 嘉久 明子	東福岡自動車学校 福岡市東区舞松原1- 14-1	"	"
KGホールディングス株式会社 北九州市小倉北区泉台4-6 -1 中島 洋美	モータースクールいと うづの森 北九州市小倉北区泉台 4-6-1	"	"